

関市重層の支援体制整備事業実施計画

関 市

（令和7年6月改定）

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、地域の「つながり」が希薄化し、ご近所づきあいが薄れるとともに、地域で課題を解決する力が弱まっています。かつては家族や親戚、隣近所や知人が助け合って解決していたような困りごとでも、いまではひとりで抱え込んで解決できなくなることがあります。

生きる上での困難や生きづらさはあるものの、既存の制度の対象となりにくく、相談する相手がいないため、制度の狭間で孤立してしまう世帯もあります。

また、家族構造の変化や生活の多様化等により、生活課題の複雑化や複合化が進んでいます。高齢の親と無職の子ども家庭の **8050問題**等、複数の生活課題を抱えることで単一の制度利用や支援だけでは、十分に対応できない事例も増加しています。

このような中、平成28年6月には、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）に、制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会の創設を目指した「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。そして、その実現に向けた取り組みを推進するため、平成30年4月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正」により、市町村は、その地域の実情に応じて、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

これを受け、本市では、第4期関市地域福祉計画（令和2年3月策定）を地域全体で「人」を支える「地域共生社会」を実現していくための計画として、関市包括的・重層的支援体制整備事業計画を包含するかたちで策定するなど、連携の強化による包括的な相談体制の強化などを重点項目とした取組を実施してきました。

令和3年4月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による社会福祉法の一部改正」により、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

本市では、令和4年度から、支援関係機関や地域の既存の取組を活かしながら連携することで包括的な支援体制の構築を目指して重層的支援体制整備事業を開始するとともに、具体的な手法等を定めるため本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画となる「関市第5次総合計画」の施策の一つ、【地域全体で「人」を支える（健康・福祉・子育て）】を具体化・推進する「第5期関市地域福祉計画」に掲載する「重層的支援体制整備事業の推進」を補完するものとして位置付けています。また、計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて策定されるもので、事業の実施に必要な事項に特化した内容としています。

■福祉の個別計画

	高齢者福祉・介護保険事業計画	障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画	こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）
内容	・「高齢者福祉計画」…高齢者の健康と福祉の増進に関する施策全般に関する計画 ・「介護保険事業計画」…介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画 ・「認知症施策推進計画」…共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく計画	・「障がい者計画」…障がい者施策に関する基本的な計画 ・「障がい福祉計画」…障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関する計画 ・「障がい児福祉計画」…障害児通所支援と障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画	・「こども計画」…こども分野に関する様々な施策・事業に関する基本的な計画 ・「子ども・子育て支援事業計画」…質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図るための計画
根拠法	介護保険法 老人福祉法 認知症基本法	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	こども基本法 子ども・子育て支援法
期間	3年	障がい者計画…6年 障がい福祉計画・障がい児福祉計画…3年	5年



	地域福祉計画		
内容	・社会福祉法第107条（次の5つ）に定められた事項を記載した計画 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 ・福祉分野全体で進めるべき包括的な施策（重層的支援体制整備事業、孤独・孤立対策、生活困窮者支援、地域での支え合い活動、担い手づくり、居場所づくり、再犯防止 等） ・高齢者、障がい者、こどもの各分野で地域福祉の視点を踏まえて強化していくべき施策		
根拠法	社会福祉法	期間	5年

重層的支援体制整備事業実施計画（本計画）
重点施策など関連事業の実施体制等を定める

第2章 計画の基本的な考え方

第5期関市地域福祉計画に定める施策を念頭に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者福祉に関する取組を推進します。

1 各分野の基本理念

(1) 高齢者福祉分野

「誰もが健やかに世代を超えて支え合う地域共生のまち」

市民の誰もが、いつまでも住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活を送り、介護が必要な状態になっても、地域の支え合いにより、自らの望む生活を継続できるまちをめざします。

(2) 障がい者福祉分野

「障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい みんなの居場所となる共生のまち せきし」

障がいのある人もない人も主体性を持ち、互いに協働することによって地域で共生できるまちとなるよう、障がい福祉施策を推進します。

(3) 児童福祉分野

「笑顔と幸せにあふれ、自分らしくわたしの未来を切り拓くことができるまち」

こどもの権利の尊重、こども・若者や保護者の声を直接聞くことなどを通じて、社会全体で相互に連携し協働してこども・若者を支えるとともに、子育て支援に必要な施策を充実させ、すべてのこども・若者が健やかに自分らしく生きるための基盤づくりに努めます。

(4) 生活困窮者福祉分野

「声をかけあい、助けあう地域共生社会の実現」

経済的貧困だけでなく、健康、住居、就労、社会的孤立など、多岐にわたる課題が複合的に絡み合う問題を一体的に捉え、連携した支援を包括的に提供できるよう生活困窮者福祉施策を推進します。

2 支援の内容と実施体制

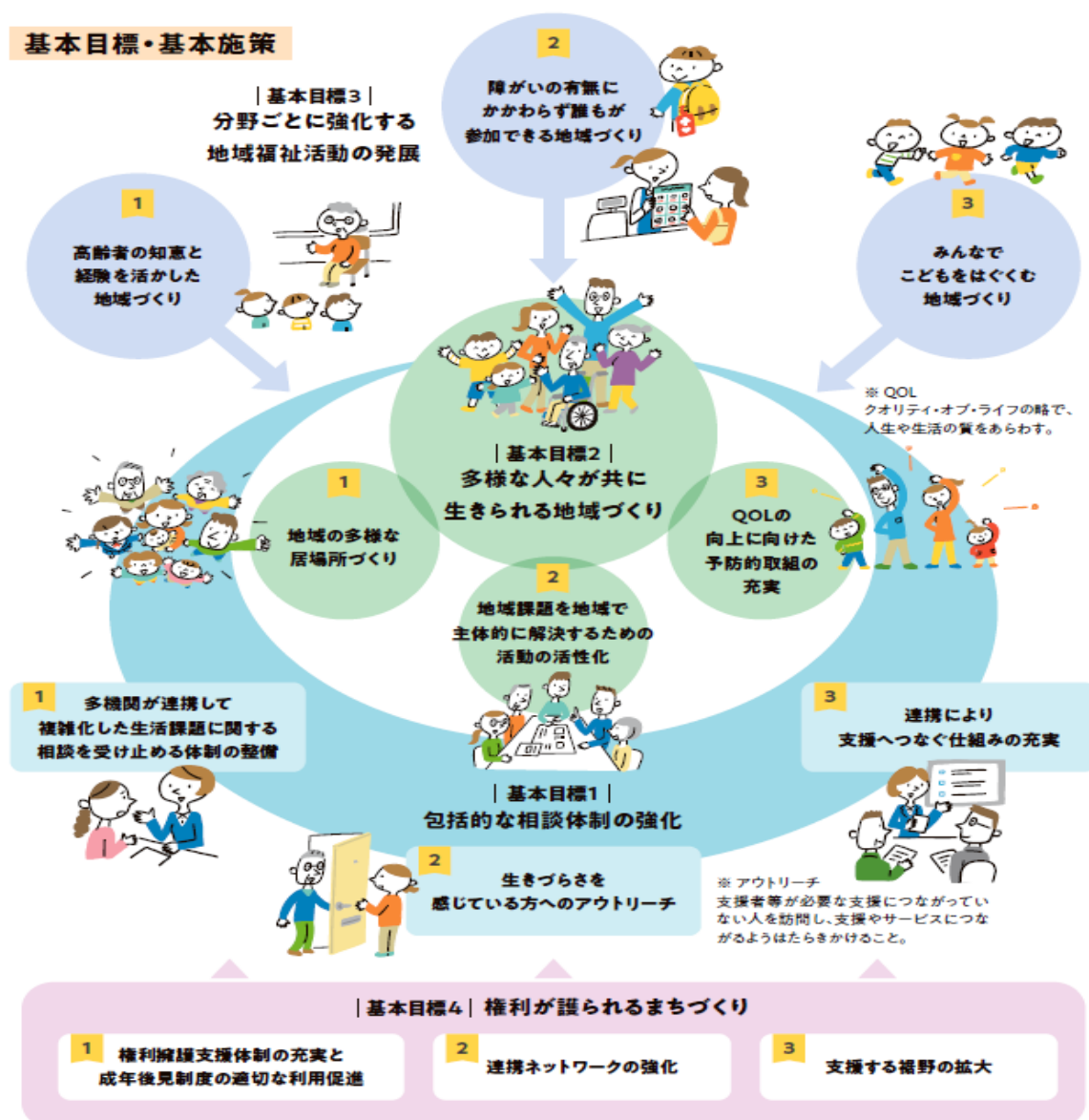
重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

本事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野の属性を問わず、各分野における困りごとや地域社会からの孤立など、福祉的な生活課題を抱えるすべての地域住民やその世帯を支援対象としています。また、必要に応じて新たな施策を創るなど、同じ悩みを抱える住民の支援を市全体の総合力で解決していく体制を作ります。

■共生社会の実現にむけた施策イメージ

声をかけあい、助けあう「地域共生社会」の実現

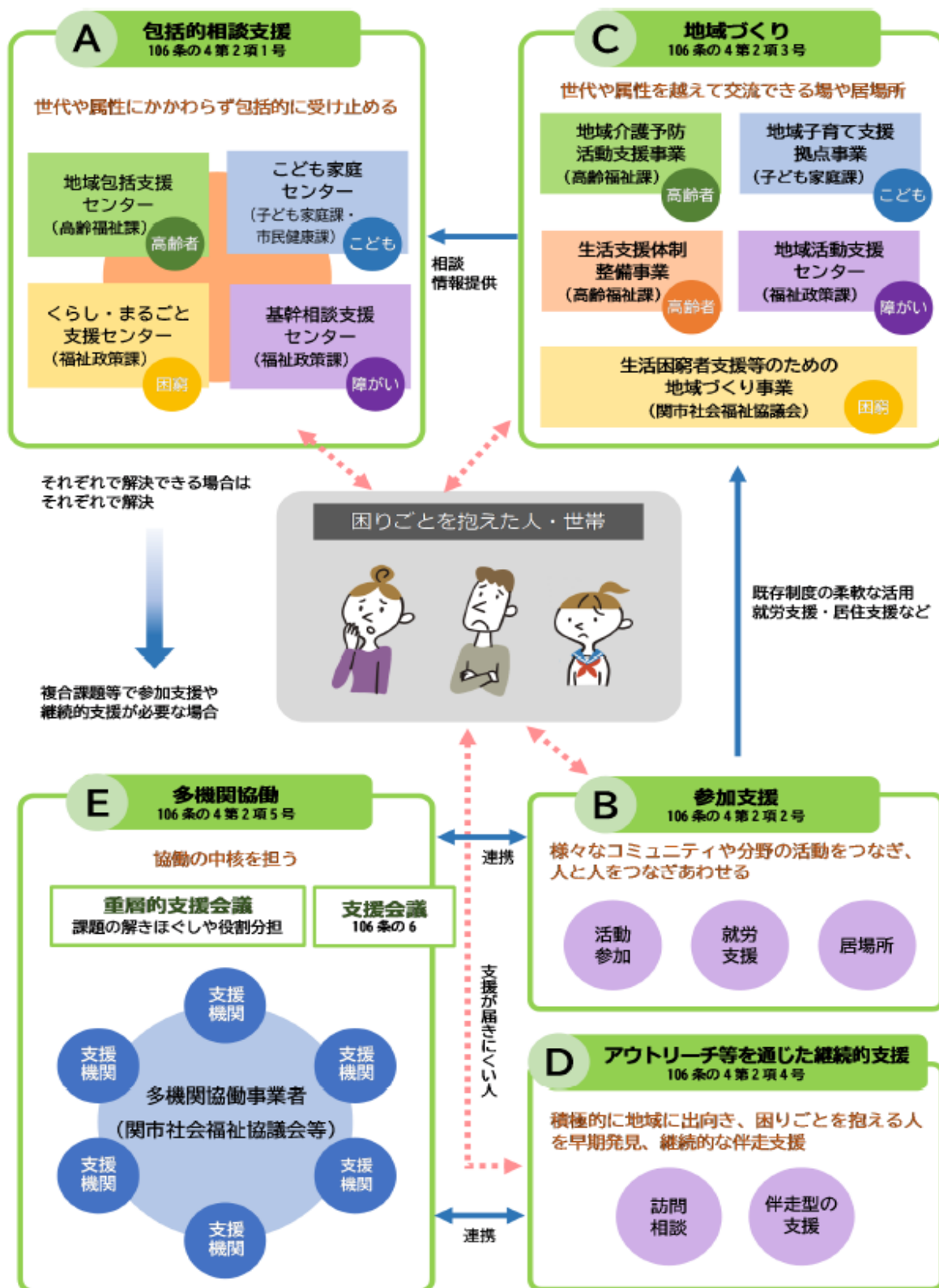
基本目標・基本施策



3 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は次図に示す枠組みに沿って次表に示す事業に取り組みます。

■関市における重層的支援体制整備事業の全体像



■重層的支援体制整備事業として実施する事業

改正社会福祉法			機能	【分野】	事業名
重層的支援体制整備事業 (第百六条の4第2項)	第1号	イ	包括的相談支援	【介護】	地域包括支援センターの運営（P6）
		ロ		【障がい】	相談支援事業（P6）
		ハ		【子ども】	利用者支援事業（P6）
		ニ		【困窮】	自立相談支援事業（P7）
	第2号	－	参加支援	【全】	参加支援事業（P8）
	第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】	地域介護予防活動支援事業（P7）
		ロ		【介護】	生活支援体制整備事業（P7）
		ハ		【障がい】	地域活動支援センター事業（P7）
		ニ		【子ども】	地域子育て支援拠点事業（P7）
		－		【困窮】	共助の基盤づくり事業（P8）
	第4号	－	アウトリーチ等を通じた継続的支援	【全】	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（P8）
	第5号	－	多機関協働	【全】	多機関協働事業（P8）
	第6号	－	支援プランの作成（※）		

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施

第3章 支援の内容と実施体制

1 包括的相談支援機能を担う体制等

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

受け止めた相談のうち、解決が難しいものについては、適切な関係機関等と連携しながら支援を行います。また、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につないで、各種関係機関等と連携し、支援を行います。

設置形態	内 容
一部統合型	地域包括支援センターを地域の相談拠点として位置付け、高齢者（地域包括支援センターの運営）以外に子ども（利用者支援事業：令和5年度～）も支援対象とします。地域包括支援センターでは、従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた方の相談の受け止めや、対象分野以外の相談にも柔軟に対応し、他の関係機

	関と連携しながら支援を行います。 また、地区担当保健師や多機関協働事業者が、それぞれの関係機関が有機的につながるよう働きかけることで、包括的な支援体制の構築を目指します。
--	---

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援

それぞれの支援機関が、困りごとを抱える方の相談を、介護、障がい、子ども、生活困窮など相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず包括的に受け止め、その課題を整理した上で、利用可能な福祉サービス等の情報提供等により必要な支援機関につなげます。

複数の分野にまたがる困りごとについては、支援機関が連携して地域住民の支援ニーズに対応するなど包括的な支援体制を構築します。

また、複雑化・複合化した相談で連携先が分からない場合等は、多機関協働事業につながります。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営 [第1号のイ]	介護	委託	[支援機関] 関市中央第1地域包括支援センター 関市中央第2地域包括支援センター 関市中央第3地域包括支援センター 関市中央第4地域包括支援センター 関市西地域包括支援センター 関市東地域包括支援センター [所管課] 高齢福祉課	6
障害者相談支援事業 [第1号のロ]	障害	直営 ※機能の1部を委託	[支援機関] 基幹相談支援センター [所管課] 福祉政策課	1

		委託	[支援機関] ひまわりの丘地域生活支援センター 美谷の里 相談支援事業所 かざぐるま 地域生活支援センター ひびき 地域生活支援センター すいせい [所管課] 福祉政策課	5
利用者支援事業 [第1号のハ]	子ども	委託	[支援機関] 基本型（令和5年度～） 関市中央第1地域包括支援センター 関市中央第2地域包括支援センター 関市中央第3地域包括支援センター 関市中央第4地域包括支援センター [所管課] 市民健康課	4
利用者支援事業 [第1号のハ]	子ども	直営	[支援機関] 子ども家庭センター型 関市子ども家庭センター [所管課] 子ども家庭課（家庭児童相談室） 市民健康課（母子保健）	1
生活困窮者自立相談 支援事業 [第1号のニ]	困窮	委託	[支援機関] 関市くらし・まるごと支援センター [所管課] 福祉政策課	1

実施事業	運営形態	実施体制	事業内容
アウトリー チ等を通じ た継続的支 援事業 [第4号]	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会 [所管課] 福祉政策課	必要な支援を届けられていない人に支援を届ける ための事業です。多機関協働事業・参加支援事 業・他の支援関係機関（地域の相談拠点として位 置付ける地域包括支援センター、地区担当保健 師、社協（CSW等）とも連携しながら、本人との信 頼関係の構築を目的に伴走型支援を実施します。 信頼関係の構築を通じ、本人の希望を基に地域社 会へのつながりづくりにつなげていきます。

			関市では、本事業において支援する事例の多くが、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、事業担当者を中心に支援関係機関とともに、多機関協働事業による課題の解きほぐしやそれぞれの役割を分担したうえで、チーム支援を実施します。
多機関協働事業 [第5号]	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会ほか [所管課] 福祉政策課	支援関係機関からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事案等に対して支援を行います。各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など事案全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担う事業です。 関市では、<u>市役所内に多機関協働事業者を配置する</u>など、他の支援関係機関と素早く連携できる体制で事業に取り組みます。

(2) 参加支援

実施事業	運営形態	実施体制	事業内容
参加支援事業 [第2号]	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会 [所管課] 福祉政策課	既存の社会参加に向けた事業では対応できない場合に、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。利用者のニーズや課題を丁寧に把握し、適切な支援メニューを作ります。 困窮分野の就労準備支援事業と連携することで、効果的に事業を展開します。 社会資源には、企業への職場体験や地域活動への参加などを想定しています。

(3) 地域づくりに向けた支援

住み慣れたまちでいきいきと生活を送るため、住民がつくるネットワークによって地域の課題を地域で解決していくための方策を検討します。分野毎に、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。

実施事業	対象分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域介護予防活動 支援事業 [第3号のイ]	介護	直営	[地域づくり支援拠点] 高齢福祉課 [所管課] 高齢福祉課	1
生活支援体制整備 事業 [第3号のロ]	介護	直営 委託	[地域づくり支援拠点] 第1層 高齢福祉課（直営） 第2層 関市社会福祉協議会（委託） [所管課] 高齢福祉課	2
地域活動支援セン ターの基本事業 [第3号のハ]	障害	委託	[地域づくり支援拠点] 地域活動支援センター機能強化事業 相談支援事業所 かざぐるま 地域生活支援センター ひびき 地域生活支援センター すいせい [所管課] 福祉政策課	3
地域子育て支援拠 点事業 [第3号のニ]	子ども	委託 直営	[地域づくり支援拠点] ははこぐさ（民営。運営形態は委託で分類。） 社会福祉法人 倉知福祉会（倉知保育園） が運営。法人には補助金を支出。 むげがわ子育て支援センター（直営） [所管課] 子ども家庭課	2
生活困窮者支援等 のための地域づく り事業	困窮	委託	[事業の実施主体] 関市社会福祉協議会 [所管課] 福祉政策課	1

3 支援会議・重層的支援会議

本市では、重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、社会福祉法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めるための支援会議を開催します。

また、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、多機関協働事業者の主催で重層的支援会議を開催します。重層的支援会議では、支援関係機関との情報共有について、本人同意を得た事例を取扱います。

名称	支援会議	重層的支援会議
1. 位置付け	社会福祉法第106条の6に基づき開催する会議。構成員に守秘義務を課し、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。	包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した要支援者に対し実施する支援検討会議のうち、支援関係機関間の個人情報の共有について、本人の同意が得られている事例を取り扱う会議。 また、会議では、地域生活課題に対する社会資源の開発などに向けた取組も検討する。
2. 会議内容	①気になる事例についての情報提供・情報共有 ※「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人」などを支援するため、<u>本人の同意が得られていない場合でも情報共有が可能</u> ②支援方針の決定と共有 ③緊急性がある事案への対応	支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等 ①多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。 ②多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時においては、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。 ③個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として、社会資源の開発等に向けた取組を検討する。
3. 構成員	行政機関（健康福祉、税務、民生、住まい、教育、商工等）、公共職業安定所、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校、社会福祉協議会等幅広く想定。案件ごとに構成メンバーを変更する。	同左
4. 守秘義務	会議の出席者は、会議で知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む。）について守秘義務がある。 ※支援会議においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘	同左

	義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要。	
5. その他	要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援調整会議、地域ケア会議などで、個別支援を検討する際、参加者が支援会議と重複する部分についても必要に応じて支援会議として位置付ける。	重層的支援会議は、次の4つのタイミングで開催します。多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業の全てのプランを対象とする。 ①プラン策定時 ②プラン変更時 ③支援終結を判断する時 ④支援中断を決定する時

重層的支援会議の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
①プラン策定時	・ アセスメント ^a 結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・ 各関係機関の役割分担の確認 ・ モニタリング ^b の時期の検討等
②プラン変更時	・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ 現行プランの評価 ・ プラン変更内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
③支援終結を判断する時	・ 本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
④支援中断を決定する時	・ 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中断の決定

^a **アセスメント**：利用者を取り巻く状況を把握・分析し、何を必要としているかを正しく評価・査定すること

^b **モニタリング**：本来の目的に合ったサービスや支援が提供されているか、支援実施状況を定期的に評価して検証すること

4 重層的支援体制整備事業の実施目標・事業評価・見直しについて

本計画は、第5期関市地域福祉計画と一体的に実施するため、地域福祉計画の29ページから32ページに記載する成果指標と活動指標により進捗状況を確認します。

また、関市地域福祉計画の進捗状況を評価する関市地域福祉計画推進委員会において、PDCAサイクルに基づいて方向性を確認・評価し、計画を推進します。

(参考) 関市における重層的支援体制整備事業のイメージ

